

[抄録様式]

<p>公益財団法人 8020 推進財団 令和二年度 歯科保健活動助成交付事業報告書抄録</p>
<p>1. 事業名：◆ 生涯を通じた歯科健診・保健事業 ◆ 咀嚼の効用に関連したテーマに関する事業</p>
<p>2. 申請者名： 公益社団法人東京都向島歯科医師会</p>
<p>3. 実施組織：公益社団法人東京都向島歯科医師会 本会会員歯科医院 (3 施設)</p>
<p>4. 事業の概要： 口腔機能低下症の診断には、65 歳以上で 7 項目の診断基準（1 口腔衛生状態不良、2 口腔乾燥、3 咬合力低下、4 舌口唇運動機能低下、5 低舌圧、6 咀嚼機能低下、7 嚥下機能低下）のうち 3 項目以上の該当が要件とされる。診療室で行う検査と在宅歯科治療時に行う検査を比較検討し、診断に必要な簡便かつ有効な検査方法を考察する。</p>
<p>5. 事業の内容： 在宅歯科診療の現場では、診察時間と器材の準備の都合上、簡便かつ有効な診断手段が求められる。今回、我々は歯科治療を目的に歯科医院(2 施設)に来院した高齢者 10 名(70 歳以上)、在宅歯科診療 (1 施設)を受けている高齢者 10 名を対象に舌圧測定器 (JMS 社) を用いて最大舌圧を測定し、5 低舌圧の検査を行った。 更に上述の診断項目 1 口腔衛生状態 (TCI 測定)、3 咬合力低下 (残存歯数)、7 嚥下機能低下 (RSST テスト) の 3 項目を診査し、最大舌圧値の測定が口腔機能低下症診断の簡易スクリーニングとなり得るか評価検討した。</p>
<p>6. 実施後の評価 (今後の課題)： 最大舌圧値測定といった簡便で且つ、医療者以外の第三者にも分かりやすい数値基準での評価を効率的にできないかという考えのもとで今回の事業を計画した。実際の臨床の現場では、口腔機能低下症と判断するために 7 つの検査を行うことは現実的でなく、口腔機能低下症が最も疑われる在宅歯科診療の現場では、判定陽性のための検査の煩雑さが問題でもあった。 今回の事業で、最大舌圧値測定が口腔機能低下症の簡易スクリーニングとして、有効である可能性が示唆された。</p>